

通信ソサイエティ研究専門委員会運営基準内規

(平成 17 年 6 月 22 日制定)

(平成 20 年 9 月 17 日改定)

(平成 21 年 3 月 19 日改定)

(平成 26 年 12 月 12 日改定)

(平成 29 年 6 月 1 日改定)

(平成 29 年 9 月 13 日改定)

この内規は、通信ソサイエティにおける研究専門委員会ならびに特別研究専門委員会の運営基準を定めるものである。

第 1 章 研究会の種別とその運営母体

第 1 条 通信ソサイエティ主管による研究会は、研究会規程が定めるとおり、研究専門委員会が定期的に公開開催する第一種研究会、研究専門委員会もしくは特別研究専門委員会が随時に公開開催できる第二種研究会、ならびに、研究テーマの調査を目的として、通信ソサイエティ（もしくはその承認を得て特別に設置された運営のための委員会）が開催できる第三種研究会に区分される。

第 2 章 研究専門委員会

第 2 条 研究専門委員会に委員長（以下研究専門委員長と称す）1 名、幹事若干名および専門委員をおく。なお、必要な場合、副委員長、幹事補佐および顧問を若干名おくことができる。

第 3 条 研究専門委員長は、研究専門委員会の推薦により通信ソサイエティ研究専門委員会運営会議（以下研専運営会議と称す）議長が指名し会長が委嘱する。

2 研究専門委員会の専門委員、副委員長、幹事および幹事補佐は、研究専門委員長の推薦により研専運営会議議長が指名し会長が委嘱する。

第 4 条 研究専門委員長の任期は 1 か年とし、2 期をこえてはならない。また再任できない。研究専門委員会の副委員長、幹事および幹事補佐の任期は 2 か年とし、重任は妨げないが、特別の事情により研究専門委員長が指示した場合を除き、引続き 2 期をこえてはならない。

2 研究専門委員会の専門委員の任期は 2 か年とする。重任は妨げないが、特別の事情により研究専門委員長が指示した場合を除き、引続き 3 期をこえてはならない。

3 任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 研究専門委員長は、その研究専門委員会を主掌し、定期的にその活動状況を研専運営会議に報告する。

第 6 条 研究専門委員長は関連する他のソサイエティ運営委員会等にも、必要に応じ、協力・交流を目的として、相手方ソサイエティ会長の承認のもとで出席し発言できる。

第7条 研究専門委員会は、研究会規程が定める第一種研究会を原則として年4回以上開催するとともに、研究発表資料として技術研究報告を発行する。また、第二種研究会を開催することができる。さらに、国際会議を主催または共催することができる。但し、国際会議については国際会議処理要領に基づく手続きをとり、事前に通信ソサイエティ執行委員会の承認を得なければならない。

第8条 研究専門委員会の新設、統廃合は下記によって行う。

イ. 新設・統廃合の提案は、

1. 研専運営会議構成員
2. 一定数以上の正員
3. 理事会構成役員
4. 特別委員会

のいずれかにより、研専運営会議あてに行う。

ロ. 上記提案は研専運営会議で審議し、審議結果は通信ソサイエティ執行委員会の承認を得た上で、通信ソサイエティ会長が承認結果を理事会に報告する。なお、研究専門委員会の数、種類、名称、担当分野などは、現行の枠にとらわれることなく定期的に見直すものとする。

第3章 特別研究専門委員会

第9条 特別研究専門委員会に委員長（以下特別研究専門委員長と称す）1名、幹事若干名および専門委員をおく。なお、必要な場合、副委員長、幹事補佐および顧問を若干名おくことができる。

第10条 特別研究専門委員長は、発起人の推薦により研専運営会議議長が指名し会長が委嘱する。

- 2 特別研究専門委員会の専門委員および幹事は、特別研究専門委員長の推薦により研専運営会議議長が指名し会長が委嘱する。
- 3 特別研究専門委員長は、重任、ならびに再任できない。

第11条 特別研究専門委員長は、その専門委員会を主掌し、定期的にその活動状況を研専運営会議に報告する。

第12条 特別研究専門委員会は、研究会規程が定める第二種研究会を開催することにより、その分野に関する学問、技術の発展普及を図る。

第13条 特別研究専門委員会の新設は下記にしたがって行う。設置期間は原則2年とし、延長する場合は研専運営会議の承認を必要とする。

- イ. 新設の提案は、一定数以上の正員または研専運営会議構成員により、研専運営会議あてに行う。
- ロ. 新設提案は、研専運営会議で審議し、審議結果は通信ソサイエティ執行委員会への報告を実施した上で、通信ソサイエティ会長が理事会に報告する。
- ハ. 新設の申請時期、活動開始時期及びその活動期間については、別途定めるものとする。

第4章 補則

第14条 本内規の変更については、研専運営会議の議決を経た上で、通信ソサイエティ執行委員会に報告し、その承認を得なければならない。

以上

変更履歴

- ・ 平成17年6月22日制定
- ・ 平成20年9月17日改定 通信ソサイエティにおける学術研究集会の廃止による
- ・ 平成26年12月12日改定 時限研専の新設の規程を明確化
- ・ 平成29年6月1日改定 研究会規程の制定に伴い改定
- ・ 平成29年9月13日改定 幹事等の人数に関わる記述を変更